



Title	万葉の日付変更時刻
Author(s)	小林, 賢章
Citation	語文. 1996, 66, p. 11-17
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68895
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

万葉の日付変更時刻

小林賢章

一

万葉時代の日数の数え方については、夜と昼を別々に数える数え方と夜と昼を一つと考える二つの数え方があったと指摘されている。それも前者が後者に先行すると考えられていた。筆者は本当に前者

が後者に先行するかどうか、いくばくかの疑問をもつが、本稿ではそのことを問題としない。後者、つまり夜と昼を一つと考え一日と数える数え方に限定して問題とする。

そのことについても、時代的に前後があったとされる。つまり、万葉第二期には、日暮れを一日の始めとする考え方に行われ、万葉第四期には、⁽²⁾夜明けを一日の始まりとする考え方に行われていたというのである。⁽²⁾

この第三期の期間は二十余年しかないものである。これほど大きな変化が、この第三期二十余年の間に行われたとするのは、不自然ではないのだろうか。もちろんこの間に、おおがかりな法令の変更が行われたというのなら、議論は当然べつの方向へ向くが、現在そちらの記録は見出されていない。

さらに、先に述べた日数の数え方の前提を認めると、例えばこんな問題が生じることになる。藤原時代から奈良時代にかけていくども大赦が行われたことが、『続日本紀』に見られる。そしてその多くの大赦の効力発生時刻に、「昧爽」つまり夜明けが使われていることもまたよく知られている。万葉第二期にあたる慶雲四年（七〇七）七月十七日にも行われている。ただ、この万葉第二期の日付変更時刻は、従来の意見では日暮れであるから、いつの日の夜明けか特定するのは難しいことではない。しかし、天平七年（七三五）五月二十二日、同閏十一月十七日、天平九年（七三七）五月十九日など、万葉第四期に属する時期にも、なんども夜明けを期して大赦が行われている。従来の考えによれば、万葉第四期は夜明けが日付変更時刻であった。そうすると一つの問題が生じる。その大赦が行われる日付は一日の最初の部分の夜明けなのか、その一日の最後の部分の夜明けなのか決めかねるという問題である。つまり、大赦の日

の日付を確定出来ないという問題が生じるのである。おそらく、大赦を行なう時刻に夜明けが選ばれたのは、その大赦の対象者やそれに関わる役人など、だれにもわかりやすいようとにとの配慮がはたらいて、その時刻に実施されたのであらう。なのに、日付変更時刻が夜明けであるとすれば、かえって事態を複雑にしてしまうことになるのである。

ここで、議論を整理してみる。ここまで日付変更時刻ということばを使用してきたが、日付変更時刻というには、時刻制度が確立している前提が必要である。では日本ではいつごろから時刻制度が定着したのであらうか。時代は下つて、「延喜式」の中では、寅の刻と丑の刻の間に日付変更時刻があるむね指摘がある。それ以降は、寅の刻と丑の刻の間に確実に日付変更時刻があつたのである。そこで考えてみると、この「延喜式」は当然のことながら、「養老律令」に基づく式であった。この「養老律令」をさかのぼると、「大宝律令」を経て、日本の律令体制を確立した、天武十年（六八一）に編集を命じ、持統天皇の時施行された「飛鳥淨御原律令」にいきつぐ。「大宝」・「養老」の両律令は、「飛鳥淨御原律令」を基本とし、大きな改変はなかつたとするのが一般的評価である。とすると、「飛鳥淨御原律令」以降のいわゆる律令制度のなかでは、この「延喜式」にみられる、日付変更時刻を丑の刻と寅の刻との間におく考え方が、行われた可能性が生じるのではないだらうか。従来こうした視点で万葉集の歌が検討されたことはなかつた。

二

本稿での議論は以下、前節で指摘した日付変更時刻を丑の刻と寅

の刻との間にあつたと仮定してみると從来日付変更時刻があるいは日暮れ、あるいは夜明けだと指摘する根拠となつた歌の別解釈は可能かという方向で展開する。

それに先立つて一つ別の方向からこの問題を考えてみたい。古代では一日をどのように区分けして呼んでいたかという問題である。

大野晋は、古代では一日を夜と昼に分け、さらに、その夜をヨヒ・ヨナカ・アカツキと区分したと指摘している。これに、ヨイとヨナカを合わせてヨヨヒと呼ぶことを加えるなら、じつは、平安時代以降の夜の区分呼称と上代のそれはさしたる差がない。というより全く一致しているのである。前節で「延喜式」にみられる、丑の刻と寅の刻の間に日付変更時刻を求める考え方が、万葉の時代にも適用できるのではないかと考えたのはこの点にもその遠由があるのである。より積極的に言えば、平安時代の夜の区分呼称と万葉時代の夜の区分呼称は同じであるという主張であり、とすれば、万葉時代の時制は定時法であった可能性が強いという主張にさえ、以下の議論論はつながるのである。

『万葉集』の中で、大伴家持は「曆法意識に目覚めた歌人」とされている。従来の主張のうち夜明けに日付変更時刻を求める考え方も家持の歌の解釈によつている。

その代表が、巻十八・⁴⁰⁶³番歌である。

居り明かしも今宵は飲まむ霍公鳥明けむ朝は鳴き渡らむそ⁽⁵⁾（巻十八・四〇六八）

この歌は、「四月一日、據久米朝臣廣繩の館にして宴する歌四首」の題詞のもとで詠まれており、「二日は立夏の節に応る。故、明日

鳴かむといふ」の左注を合わせ持つ。

この歌の解釈は、従来「このままじっと夜明かししても今夜は飲もう。時鳥は、夜の明け放たれた朝になつたら、きっと鳴きながら飛び渡つて行くに違いない。」(『古典大系』)のようになつて解釈され、諸注釈書に大きな差異はない。左注についても「一日の始まりが夜明け(日出時)にあるという考えに立つ家持の自注。」(『萬葉集全注』)と考えられてきた。この歌と題詞と左注は、多少の差異はあるが、おおむねこうした解釈とその背後説明がなされている。万葉第四期の日付変更時刻が問題になるとき、常にこの歌が取り上げられてきた。とすればむしろ、この歌をこう解釈することと、万葉第四期の日付変更時刻は夜明けであるという考え方かたが生まれていたといって過言ではない。

このことについて、やはり家持の巻十九・4171番歌とその題詞に注目したい。

「十四日は、立夏の四月の節に應れり。これに因りて二十三

日の暮に、忽に霍公鳥の曉に鳴かむ声を思ひて作る歌(二首

一七一)

いま一度大野の夜の区分呼称に対する説を確認しておくが、大野は夜をヨヒ・ヨナカ・アカトキと三分類した。つまり、アカトキは夜に属している。くどく言えば、アカトキは決して夜明け以降ではない。題詞を見ても、時鳥はアカトキに鳴くことになる。夜明けに日付変更時刻を求める従来の考え方によると、二十四日が立夏であっても、時鳥は立夏の日ではなく、二十三日のアカトキに鳴いてしまうことになるのは明白である。家持は「暦法意

識に目覚めた歌人」だった。とすれば、こんな暦法に無頓着な歌を詠むわけがないのである。

次に、では4068番歌と4171番歌及びそれらの題詞や左注を矛盾なく説明できる解釈は存在するのだろうか。それこそ「延喜式」に見られた丑の刻と寅の刻との間に日付変更時刻を求める考え方によればよいのである。その前提として、平安時代にはそうであるように、ヨヒはヨヒとヨナカを含んだ夜の区分名称と確認しておく。

そこで、4068番歌を解釈するなら、「このままヨヒを明かして酒を飲もう。寅の刻になつて明日になれば、立夏の日でもあり、時鳥はきっと鳴き渡るだろう」と解釈できる。そういえば、時鳥は夜鳴く鳥ではなかつただろうか。夜鳴く鳥であればこそ、夜に宴を開いて時鳥の鳴く音を聞くとしていたのではなかろうか。従来の解釈では、時鳥が朝(つまりヒル)に鳴くことになる。ここで示した解釈によるなら、時鳥はアカトキ(つまりヨル)に鳴くことになり、その点でも合理的であろう。

ただ、ここで、アシタという語を明日と訳したが、それが訳し過ぎというなら「(日付変更時刻を越えて続く)早朝」とでも訳さなければならないだろう。「明星の明くる朝は」(巻五・九〇四)の例を考えてみよう。904番歌では、明けの明星(「明星」)が空に見えるほど暗い時間をアシタと呼び、それに「明くる」と形容していることは注目してよい。こんにちアシタが明日の意に使用される。それと万葉のこの時代にアシタが「明くるアシタ」のように「明くる」という動詞を形容句として冠することが多いことと無縁ではないはずだ。「明く」は決して夜が明ける意識で使用されてはいない。

「明く」には、日付変更時刻の通過、つまり日付が変わることをアクトと呼ぶ意識の存在がこの語使用の背後にあったに違いない。つまり、アシタがこの時代に、アサと同様な時間帯をしめす語として使用されていたとしても、アシタはそう遠くない時代に明日の意味に転生して使用される状況下にあつたのである。

つまり、406番歌と41番歌は同じような状況下で詠まれた歌であり、ホトトギスは夜鳴くもの、日付変更時刻と日付表示に矛盾があつてはならないことなどを考慮すると、両歌からは、日付変更時刻が丑の刻と寅の刻の間にあつたことが推測できるのである。

三

つぎに、日付変更時刻を日暮れに求める根拠となつた歌を検討しよう。その根拠となつた歌は、大きくアスとヨヒの解釈に基づいて、日付変更時刻が日暮れである根拠としている。さらに、それらの歌のなかにいわゆる略体歌があり、略体歌は天武・持統ころの歌であるから、この時代の日付変更時刻が日暮れであるとされてきたのである。まず、前節との関わりがあるので、ヨヒを含む歌から検討する。

朝戸を早くな開けそ味さはる目が欲る君が今夜来ませる（卷十
一・二五五五）

この歌の解釈は「今夜」の解釈如何による。本歌での「今夜」が現在の一日の観念でいくと昨晩を意味するヨヒであると考える前提がそこにはある。しかし、少なくとも平安時代では、昨晩を意味するヨヒとは夜の手前の部分、晩に該当する部分を指して使われることが多かった。ところが、本歌の用例は「目が欲る君が今夜来ま

せる」といっている。男が普通女の家を訪ねるのはヨヒであろうから、ここでの「今夜」を昨晩の意味にとるには、まず無理がある。ここは、この歌を、「古典文学大系」のように、「朝の戸を早く開けないで下さい。お逢いしたいと思ふ君が、今夜はおいでになつていますから。」と解釈するのが妥当ではないか。つまり、「朝戸を早くな開けそ」を時間的には未来と訳し、「今夜」を現在と訳すのである。とすれば、この歌は、当時日暮れが一日の始まりであつたという根拠にはなりえない。

さらに、アスを含む歌1762・1817・2066・2356の四つも、日暮れが一日の始まりであった根拠になると指摘されている。それらの歌を検討してみる。まず、2066番歌を検討してみよう。

（巻十・二〇六六）

この歌を含めて本節で指摘した五つの歌全てに問題となるのは、逢瀬を楽しむ男女はいつ逢つて、いつ別れるかという問題である。ヨヒにあつてアカトキに分かれたことは、多くの相聞歌から指摘できよう。すると、逢う日（ヨヒ）と分かれる日（アカトキ）が別日の日である、つまり、丑の刻と寅の刻との間に日付変更時刻があつたとは考えられないだろうか。その視点で、2066番歌を考える。ヨヒ（前日）にそれも「月日扱り逢ひてしあれば」、「別れまく惜しかる君」に翌日の夜（明日）も逢いたく思うのは当然であろう。あまり根拠のない日暮れを一日の始めとする考え方をもつてこなくとも、今までに少なくとも万葉第四期には存在した意識で事態を解釈出来るのである。

残りの歌もみておく。

明日の宵達はざらめやもあしひきの山彦とよめ呼び立て鳴くも

(卷九・一七六二)

今朝行きて明日は来なむと言ひし子を朝妻山に霞たなびく (卷

十・一八一七)

高麗錦紐の片方ぞ床に落ちにける明日の夜し来なむとし言はば

取り置きて待たむ (卷十一・二三五六)

1762 2356 番の歌はなにの注釈も要るまい。男女が逢うのは、ヨヒで

あり、そこで日付変更時刻を越えたアスも逢おうと言うのである。

1817 番の歌は、今朝の別れの時に、「明日はさととまた来るよ」といつたと解釈すると、「今朝」は厳密には今日に属することになり、時間に多少の無理が生じる。しかし、その「今朝」も日付変更時刻をわざわざに越えたアカトキをさすことは常識であろうから、そんな時間帯では、当然当日を指してだがアスと言う言い方が許容されたのではなかろうか。

多少の問題はあるにしても、いまで一日の始まりがあるいは夜明けであるとか、あるいは日暮れであるとかいう根拠になつて、歌に、日付変更時刻が丑の刻と寅の刻の間にあるという考え方で、別解釈が可能であることは指摘できたのではなかろうか。すくなくも、こう解釈した方が、第一節以下で見たようないくつもの矛盾を生じないのである。万葉第二期から第四期までの間も、日付変更時刻は丑の刻と寅の刻との間にあつたのである。当然、そうした事態に関わる名詞（ヨヒ、アカトキ、アスなど）や動詞（明くなど）も、その意識を背景として使用されていたのである。そして、それらの語の用法は平安時代の用法と大差なかつたと言えるのである。

四

本稿は、平安時代の時法意識がおおむね万葉の時代（第二期から第四期）にも適応できるのではと考え考察を進めて来た。しかし、宮中とは言え漏刻が置かれ、史書には時刻名があり、『万葉集』そのものにも、

時守の打ち鳴す鼓数み見れば時にはなりぬ達はなくも怪し (卷

十一・二六四一)

と、「時守」ということは今までがあることを考えれば、前節までに述べた結論に到達するのは、ある意味では当然の結果であった。つまり、いまでは人間行動が素朴な万葉人は、時間に對しても素朴であるはずだといった思い込みがこうした解釈を阻害してきたのである。

本稿では、万葉の日付変更の問題に限つて論じてきた。しかし、それは本稿でも触れたように、主にはアスやヨヒやアカトキやアシタといった時に関わる名詞の解釈の問題であり、また動詞アク（明）などの解釈の問題であった。そのことはそれぞれに大きな問題を含み、多くの万葉の歌の解釈の変更を求めるものであろう。本稿を閉じるにあたって、三つの歌の解釈を検討するのも一つにはその意味であり、今一つは本稿に述べたことの正しさの確認の意味を込める。

明日の夕照らむ月夜は片寄りに今夜に寄りて夜長くあらなむ
(卷七・一〇七二)

もちろん、この歌の解釈は「明日の晩照るべき月は、今夜の方へ

片寄つて照つて、（楽しい）今夜が長くあつて欲しい。」（「古典文学大系」）の意であることは問題がなからう。この口語訳で注目したいのは、明日の「夕」を明日の「晩」としている点である。その意図は、「月に向かって、明日の宵の分と二晩分を今夜照らし続けほしいとねがう。」（『萬葉集全注』）ことであろう。先に大野晋は、古代では夜をヨヒ・ヨナカ・アカトキと三つに区分ししていいたと述べた。たしかに、平安時代のヨヒの用法は夕方からの暫くの時間をさして使われることが全てであり、『萬葉集』でもその用法が多い。しかし、ヨヒにヨヒとヨナカを含めて用いる用法と、直接にはアカトキをさすのだが、前夜をさし示す用法が存在すること。さらに、ここにみた1072の「夕」の用法のようにヨヒにヨヒと対応する用法があることを考えると、本来ヨヒは夜の時間全体をさす語ではなかつたのだろうか。それが、日本に時刻制が取り入れられた段階で、ヨヒにみると二つに分けられ、さらに夜中といった語の出現でヨヒがさし示す時間はさらに短くなつたのではなからうか。

月しあれば明くらむ別も知らずして寝てわが来しを人見けむか
も（巻一・二六六五）

次に265の歌の「明くらむ別」を考える。これを、「もう夜が開けたかどうかといけじめ。」（「古典文学大系」）などと解釈するどなりのであらうか。この男は、女の許で、「明くらむ別も知らずして寝て」いたのだから、当然その時間は朝になつてはいるはずである。すると、「月しあれば」という第一句が間の抜けたものとなつてくる。朝になつていれば、月などあらうがなからうが、人はその姿を見ることができるはずだからであり、むしろ他人が私の姿を「見

けむかも」などとのんびり構えているのは滑稽でさえあるであらう。この「明く」を日付がかわったアクとどるのはどうであらうか。アシタに「アク」という動詞が、形容句としてよくつけられる事実はさきに述べた。平安時代には、男は丑の刻を過ぎ、暁になる（それがアクだが）と早々に女の許を立ち去らなくてはならなかつたことはよく知られている。それとおなじようなことが万葉の時代にもあつたのではないか。その時刻をこの男は寝過ごしたのである。それも具合がわるいことに十五日過ぎで空には月が皓々と照つていて、女に恋々とするみじめつたらしい男と自分を他人が見咎めるのでは、と解釈するはどうであらうか。

最後に420番歌を考える。この歌は題詞と左注の解釈が問題になるので題詞から記述する。

便ち大帳使に附きて、八月五日を以て京師に入らむとす。

此に因りて、四日を以て、國厨の餉を設け、介内藏伊美吉

縄磨の館に餉す。時に大伴家持の作る歌一首

しな離る越に五箇年住み住みて立ち別れまく惜しき宵かも（巻

十九・四二五〇）

この歌は、右の題詞、短歌に続いて、「五日平旦に、上道す。」以下の左注が続く。また、この「平旦」について、「古典文学大系」は、「明け方。天武紀古訓にトラノトキと訓んでいる。」と注をつけている。420の歌が詠まれたのは、八月四日であり、翌五日に都へ出発する人々のために餉が行われている。そしてその夜のトラノトキには、それが八月五日ということで、一行は出発していくことになる。旧暦八月と言えば、秋分の頃である。平旦とはおそらく午前三

時ごろをさすのであらうから、夜が明けているとは考えにくい。なのに日付は変わっているのである。ここでも寅の刻から日付が変わることを考えに立たなければならないだろう。さらに、『日本書紀』のなかでは、トランキが二度出てくる。一度は、齊明天皇五年の「十四日の寅の時を以て、二船相從ひて、大海に放れ出づ。」であり、いま一つがこの天武天皇七年の「夏四月の丁亥の朔に、齊宮に

幸さむとしてトふ。癸巳、トに食へり。仍りて平旦の時を取りて、警蹕既に動きぬ。」の場面とである。齊明紀の記事は、九月十三日の記事に連続して記されている。天武紀の記事は、「癸巳、トに食へり。」となっている。旧暦九月の夜が明けるのは⁴²⁵⁰番歌の八月五日よりさらに遅いはずである。つまり、夜が明けているとはさらに考えにくいのである。そしてともに寅の刻には日付が変わっている。むしろ⁴²⁵⁰番歌と天武紀の記事に見られるように、旅行を開始する時刻が、ともに寅の刻であることは注目してよい。平安時代になると、この寅の刻から、旅行に限らず行動や行事が開始されるというのは、まさに、その時刻から日付が変更されたからだった。そうした共通点は注目してよいし、やはり、⁴²⁵⁰番歌の背後にも丑の刻と寅の刻に間に日付変更時刻を求める考え方があつたと推測されるのである。

五

本稿は、万葉の日付変更時刻について述べることが主眼であった。その目的は前節までに大概果たし得たと思う。しかし、本節に述べたように、その波及する問題はさらに大きいと予想される。ここでは、『古事記』の「市辺之忍歎王の難」の「爾明日、未_三日出_一之時」の文を考えよう。多言は不要と思うが、これも、日付

変更時刻が過ぎて、日付は変わったが、太陽のまだ出ていない時間帯と考えはどうだろうか。すると、つぎの大長谷王の「夜既曙訖」の解釈が問題となる。いま私にこれは「夜」の使用法が今日と違っていたのではと考えている。本稿でも少し述べたが、夜と昼の呼称の問題が残れさせていることを示して本稿を閉じる。

注

(1) 中世に「夜昼三日」というような日数の数え方がある。これは、昼夜または夜を一つの単位として、それが三つという表現である。夜と昼との異質性を強調すれば、いわゆる「夜には九夜、日には十日を」といった表現となり、よると昼の等質性を強調すれば、「夜昼三日」といった表現になる。すると、むしろそこには夜ないしは昼夜を単位として捉える捉え方に共通性はないだろうか。

(2) 桝井里美「万葉集に於ける「日観」(『國文』第八十一号 平成六年七月 お茶の水女子大学国語国文学会刊)の中で、桝井はこうして問題を扱った先達の論文を概観し、うまくその要点をまとめている。

(3) 日本古典文学大系『萬葉集 一』(昭和34年 岩波書店刊) 90番

(4) 伊藤博著『萬葉集全注 卷第十八』(平成4年 有斐閣刊) 1058番

(5) 以下『萬葉集』本文の引用は「日本古典文学大系」の読みによる。ただし、振り仮名を省略し、漢字を通行の字体に直したところもある。

平安時代を中心としたヨリの用法については、第16号の『国語語彙史の研究』に掲載予定の「日付変更時刻と今夜」という別稿にまとめた。あわせてご覧いただければ幸いである。